

4	法定	自主
	○	

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年5月8日

川崎市長 殿



提出者
住 所 東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
氏 名 三菱商事株式会社 代表取締役 柏木 豊
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 070-8788-3731

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三菱商事株式会社 川崎区千鳥町4-2			自主管理事業登録番号 (3934)
事業場の所在地	神奈川県川崎市川崎区千鳥町4番2号			TEL(連絡先): 044-266-9270
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年間)			
当該事業場に関する事項				
① 事業の種類	E17-石油製品・石炭製品製造 (具体的には) 廃PCB油(高濃度)を屋外貯蔵タンクに保管し、そのPCB廃棄物の処分を行っている。			
② 事業の規模 ※ 前年度実績を記入、医療機関は前年度末時点の病床数を記入。	製造業	製造品出荷額	百万円	
	建設業	エリア内元請完成工事高	百万円	
	医療機関	病床数	床	
	その他の業種	売上高	19,567,601 百万円	
	(上記項目に該当しない場合にはこちらに記載をしてください。)			
③ 従業員数	5,448名			
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程 ※ 特別管理産業廃棄物の種類ごとに記入	廃PCB油等(高濃度PCB廃棄物)→油水分離等、PCB汚染物(低濃度PCB廃棄物)→焼却→埋立て(一部再資源化)			

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

代表取締役→常務執行役員地球環境エネルギーグループCEO→次世代エネルギー本部長→バイオ・合成燃料事業部長→ターミナル事業室長→ターミナル事業室川崎案件担当

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類数	2 種類	* 種類ごとの前年度排出量は、別紙のとおり。
	① 排出量	83.41 t	
② 計画	(これまでに実施した取組)		
	PCB汚染タンクの洗浄廃液を可能な限り減少させ、また、タンク解体業者には養生を確り行う事を要請しPCB二次廃棄物を可能な限り減少させる。		
	【(令和6年度)目標】		
② 計画	特別管理産業廃棄物の種類数	種類	* 種類ごとの本年度排出目標量は、別紙のとおり。
	① 排出量	t	
	(今後実施する予定の取組)		
② 計画	PCB汚染タンクの解体も終了し高濃度及び低濃度PCB汚染物全ての処分も完了。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	全ての処分が完了し現在保管物はなし。	
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	今後、PCB廃棄物の発生計画はなし。	

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	②+⑧ 自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	* 種類ごとの前年度自ら再生利用量は、別紙のとおり。
	(これまでに実施した取組)		
なし。			
② 計画	【(令和6年度)目標】		
	②+⑧ 自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	* 種類ごとの本年度自ら再生利用量は、別紙のとおり。
	(今後実施する予定の取組)		
	なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	⑤ 自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	* 種類ごとの前年度自ら熱回収を行った量は、別紙のとおり。
	⑦ 自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	* 種類ごとの前年度自ら中間処理により減量した量は、別紙のとおり。
② 計画	【(令和6年度)目標】		
	⑤ 自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	* 種類ごとの本年度自ら熱回収を行う量は、別紙のとおり。
	⑦ 自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	* 種類ごとの本年度自ら中間処理により減量する量は、別紙のとおり。
なし。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	③+⑨ 自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	* 種類ごとの前年度自ら埋立処分を行った量は、別紙のとおり。
	(これまでに実施した取組)		
	なし。		
② 計画	【(令和6年度)目標】		
	③+⑨ 自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	* 種類ごとの本年度自ら埋立処分を行う量は、別紙のとおり。
	(今後実施する予定の取組)		
	なし。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状

【前年度(令和5年度)実績】		
⑩ 全処理委託量	83.41 t	* 種類ごとの前年度 処理委託量は、別紙の とおり。
⑪ 優良認定処理業者への処 理委託量	83.41 t	
⑫ 再生利用業者への処理委 託量	t	
⑬ 認定熱回収業者への処理 委託量	t	
⑭ 認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理委託 量	83.41 t	
(これまでに実施した取組)		
令和4年度同様、廃PCB油等(高濃度PCB廃棄物)は中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)へ処理委託を行っている。PCB汚染物(低濃度及び改正低濃度PCB廃棄物)は環境大臣認定処理業者の中で、情報収集を行うとともに見積書を取得し、適切な業者選定を実施。また、現地確認を行った上で契約を締結。原則、年1回委託業者を現地視察し、処理委託した廃棄物が適正に処理されている事を確認。		

		【(令和6年度)目標】							
② 計画	⑩ 全処理委託量	t	* 種類ごとの本年度 処理委託量は、別紙の とおり。						
	⑪ 優良認定処理業者への処 理委託量	t							
	⑫ 再生利用業者への処理委 託量	t							
	⑬ 認定熱回収業者への処理 委託量	t							
	⑭ 認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理委託 量	t							
(今後実施する予定の取組)									
令和5年度中に全てのPCB廃棄物(高濃度・低濃度及び改正低濃度)の処理が完了。									
【前年度(令和5年度)実績】									
電子情報処理組 織の使用に関する 事項(電子マニフェ ストの使用に関する 事項)	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ホリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	0.00 t							
	(今後実施する予定の取組等)								
なし。									
※ 事務処理欄									

備考

- 1 この様式は、前年度(令和5年度)の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成し、提出してください。
また、前年度(令和5年度)の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン未満の事業場にあつては、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市が推進する廃棄物自主管理事業へ参加するにあたり、事業場ごとに1枚作成し、提出してください。
- 2 当該年度(令和6年度)の6月30日までに提出してください。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入してください。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類(中分類)の区分を記入してください。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入してください。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入してください。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入してください。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入してください。なお、中間処理を行うことにより、特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量を含めて記入してください。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入してください。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度(令和5年度)の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入してください。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入してください。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付してください。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入してください。
- 9 第5面の※欄には、何も記入しないでください。

特別管理産業廃棄物処理計画書

4-2	法定 ○	自主
-----	---------	----

別紙処理フロー

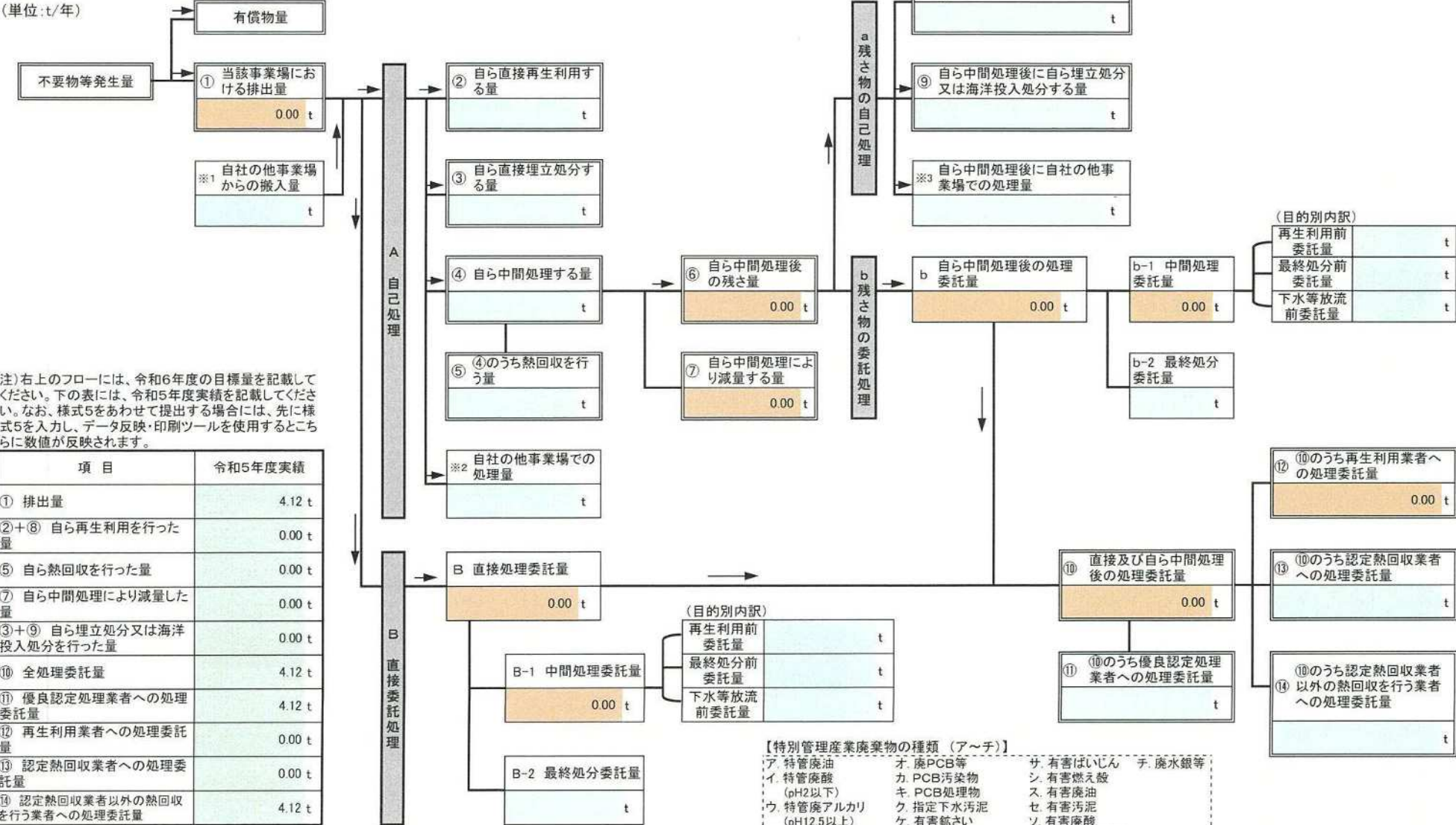
事業場名称 : 三菱商事株式会社 川崎区千鳥町4-2

令和6年度発生する特別管理産業廃棄物ごとの目標量と処理計画

フローに記載した特別管理産業廃棄物の種類	オ. 廃PCB等
----------------------	----------

※ 本用紙は廃棄物の種類ごとに1枚の記載となります。異なる廃棄物の処理フローは別シートに記載してください。

(単位:t/年)



特別管理産業廃棄物処理計画書

4-2	法定 ○	自主
-----	---------	----

別紙処理フロー

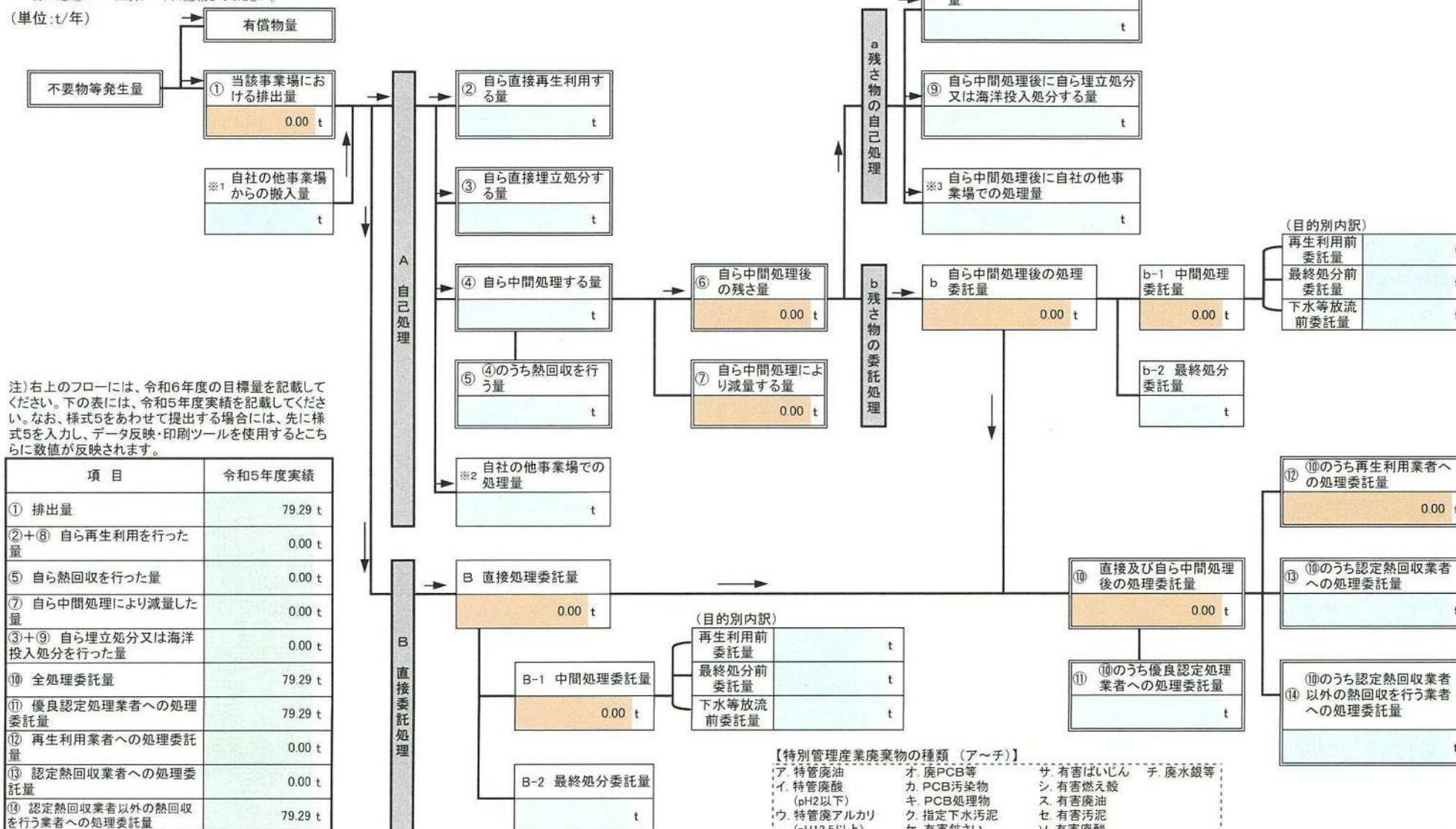
事業場名称 : 三菱商事株式会社 川崎区千鳥町4-2

令和6年度発生する特別管理産業廃棄物ごとの目標量と処理計画

フローに記載した特別管理産業廃棄物の種類	カ. PCB汚染物
----------------------	-----------

※ 本用紙は廃棄物の種類ごとに1枚の記載となります。異なる廃棄物の処理フローは別シートに記載してください。

(単位:t/年)



別紙一括表

事業場名称 三菱商事株式会社 川崎区千鳥町4-2

(単位: トン)[illegible]